

法律相談 + α

会員 波戸岡 光太



月3回の法律相談

弁護士登録して、瞬く間に9か月が過ぎた。私は現在、法テラスのスタッフ弁護士として、民事扶助と国選事件を中心に活動している。とりわけ民事扶助では、月に3回、法律相談に入り、多くの市民の相談に乗っている。そこでは、30分の相談で十分解決に至るものから、正式に受任して弁護活動を行うものまで様々である。

法律相談の醍醐味

私が目下、法律相談での醍醐味を感じているのが、「30分では到底解決しないが、弁護士が受任するほどではない相談」に対する取組みである。

例えば、「買った商品で怪我をしたので、お店に損害賠償を請求したいが、全然話合いに応じてくれない。前に弁護士に法律相談したら、『粘り強く交渉しなさい。書面をだすのもよい』と教えてくれた。でも、あの店員の対応を考えると、気持ち的につらいし、書面の書き方なんて分からない」という相談だ。

私は、相談者の了解をとり、製造販売店に電話をかけ、自分の立場を述べた上で、相談者の事情を説明し、今後の相談者への誠実な対応を依頼した。私が代理人ではないことから、店側もかなりフラン

クに店側の事情を伝えてくれた。おかげで、相談者も心のトゲが抜けたようで、「自分でがんばれそうです」と笑顔になってくれた。そして、書面作成については、「書類作成援助」制度をつかって本人名義の通知書を作成したが、相談時間の30分はとくに過ぎているから、後日事務所で作成し、相談者に手渡すことにした。

手間暇をかけること

もちろん、受任していない段階だから、弁護士のスタンドプレーにならないよう気をつけている。それでも、どんな相談者も、心に刺さったトゲを取ってほしくて、必死な思いで法律相談に来るのだ。弁護士として、しっかりと相談者の話を聞き、どこにトゲが刺さっているのを見極め、それを抜いてあげる努力をしたい。そして、それが30分の法律相談だけで解決しないのであれば、もう一度相談の機会を設けたり、電話連絡をするなどして、手間暇をかけて解決したい（←ここが、「法律相談 + α 」）。

弁護士業務が忙しくなるにつれ、「いずれそんなにも手間暇かけていられなくなるよ」と言われることもあるが、そこは新人弁護士の特権。今のうちに手間暇をかけて取り組み、自分の研鑽を積み重ね、相談者の悩みを解決してゆきたい。